

青森県報

第四千五百九十一号

平成三十一年
四月十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一
- 適性試験及び講習の実施……………(同) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……四
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域) ……四
- 出先機関
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(青森県立美術館) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五

告 示

青森県告示第二百八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり平成三十一年度狩猟免許試験を施行するの
で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成三十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成三十一年(二十九年) 七月七日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室 ほか	
平成三十一年(二十九年) 八月二十五日	十和田市西十二番町二〇の一 青森県十和田合同庁舎A会議室ほか	
平成三十一年(二十九年) 九月二十九日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室 ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種別	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
狩猟免許の種類	視力、聴力、運動能力	午前九時十分から 午後十時十分まで	午前九時十分から 午後九時十分まで
網猟免許 わな猟免許 許第一種銃 許第二種銃 猟免許	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十時十分から 午後三時まで	
網猟免許 わな猟免許 許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びほかの網のうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後一時十分から 午後三時まで	
第一種銃 猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。)について点検、分解及び結合の操作を行う		

<p>第二種銃 猟免許</p>	
<p>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>	<p>1 こと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかつている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

- 狩猟免許試験を受けようとする者は、平成三十一年（二十九年）七月七日に受験するものにあつては、同年五月二十七日から同年六月二十七日までに、同年八月二十五日に受験するものにあつては、同年七月十六日から同年八月十五日までに、同年九月二十九日に受験するものにあつては、同年八月十九日から同年九月十九日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域農林局地域農林水産部に提出すること。
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十二円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- その他
詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七三七三四一九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり平成三十一年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替

えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成三十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成三十一年 (二十九年) 九月八日	青森市大字荒川字藤戸一八九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	平成三十一年 (二十九年) 七月二十六日	青森市大字荒川字藤戸一八九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成三十一年 (二十九年) 七月十七日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
三八地域県民局	平成三十一年 (二十九年) 七月十八日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	平成三十一年 (二十九年) 七月二十四日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	平成三十一年 (二十九年) 七月十七日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成三十一年 (二十九年) 七月二十四日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
適性試験	3 2 1 聴視能力 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十 分まで

三 適性試験及び講習の対象者

平成三十一年(二十九年)四月十六日から平成三十二年(二十二十年)四月十

五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。)。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚

- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨

講 習	講 習 時 間
1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 2 鳥獣の判別 3 銃具の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十一時から午後三時まで(ただし、正午から午後一時までは休憩)

の医師の診断書

一通

5 更新しようとする狩猟免状

6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

(一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名

(二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七―七三四―九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡今別町大字大泊字鍬釜二二の一(次の図に示す部分に限る。)、二二の一〇六、二二の一〇九、字上野九二の二(次の図に示す部分に限る。)、九二の一四三、九二の一四六

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項 発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
深浦	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇三の 山本 幸宏	平成三十一年 四月十七日か ら同年五月一 日まで	深浦漁業協 同組合
	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の 佐藤 一文		
	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一 の四二 山本 博文		

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年四月十七日

青森県立美術館副館長 戸 沼 康 弘

一 物品等の名称及び数量

白灯油(日本工業規格 K二二〇三 一号) 三十七万七千六百リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立美術館

青森市大字安田字近野一八五

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十一年三月二十八日

五 落札者の名称及び住所

青森県石油商業協同組合

青森市柳川一丁目四の一

六 落札金額

一リットル 八十三円十六銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十一年二月十五日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭